官　報　号　外

官　庁　事　項

国民の保護に関する基本指針の変更

内閣総理大臣は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第三十二条第六項において準用する同条第四項の規定に基づき、国民の保護に関する基本指針の変更を次のとおり公示する。

国民の保護に関する基本指針の変更

1　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第32条第６項において準用する同条第３項の規定に基づき、国民の保護に関する基本指針の一部を次のように変更する。

目次中「武力攻撃事態等対策本部」を「事態対策本部」に、「スクリーニング及び除染」を「避難退域時検査及び簡易除染」に改める。

第１章４⑴中「武力攻撃事態等対策本部（」を「事態対策本部（」に、「武力攻撃事態等対策本部長」を「事態対策本部長」に改める。

第２章第２節１中「スクリーニング及び除染」を「避難退域時検査及び簡易除染（防災基本計画（原子力災害対策編）の簡易除染をいう。以下同じ。）」に改める。

第３章第２節１中「武力攻撃事態等対策本部」を「事態対策本部」に改める。

第４章第２節５⑴中「緊急被ばく医療派遣チーム」を「被ばく医療に係る医療チーム」に、「緊急被ばく医療活動」を「被ばく医療活動」に、「被ばく患者（被ばく」を「汚染・被ばく患者及び被ばく傷病者（汚染・被ばく」に改める。

第４章第３節３⑵⑥中「スクリーニング及び除染」を「避難退域時検査及び簡易除染」に改め、「避難」の次に「又は一時移転（防災基本計画（原子力災害対策編）の一時移転をいう。）」を加える。

第５章第１節中「事態対処法第25条」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第22条」に改める。

2　この措置は、平成28年３月29日から実施する。

内閣府国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項及び第182条第２項の規定に基づく内閣府の国民の保護に関する計画（国民保護計画）を次のとおり変更したので公表する。

平成 28 年３月 29 日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府国民保護計画の一部を次のように変更する。

第１章第２節１⑴を次のように改める。

⑴　武力攻撃事態等において、政府に事態対策本部（以下「対策本部」という。）が設置された場合には、内閣総理大臣は、直ちに、内閣府本府に内閣府本府国民保護対策本部（以下「本府対策本部」という。）を設置する。

第２章第２節１⑴①を次のように改める。

①　関係機関との連携

武力攻撃原子力災害への対応措置の実施に当たっては、事態対策本部等と緊密な連携を確保するほか、平素から、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関等との連携体制の整備に努めるものとする。また、都道府県知事その他の執行機関から、武力攻撃原子力災害への対応措置の実施に関し要請があったときは、その要請の趣旨を尊重し、必要があると認めるときは、速やかに所要の措置を講ずるものとする。

第２章第２節１⑷①㋑を次のように改める。

㋑　退避・避難、救急医療等応急対策

・　武力攻撃原子力災害対策本部は、必要に応じ、事態対策本部に対し、放射性物質の放出後の一時移転等のための立退き、屋内退避の勧告、放射性物質の放出後の一時移転等の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染、飲食物の摂取制限その他の緊急事態応急対策に関する事項の実施に係る提案を行う。

・　武力攻撃原子力災害対策本部は、実施した緊急事態応急対策の実施状況について、適宜、事態対策本部長に報告する。また、必要に応じ、地方公共団体等関係機関に連絡するものとする。

国家公安委員会・警察庁国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく国家公安委員会及び警察庁の国民の保護に関する計画（国民保護計画）を次のとおり変更したので公表する。

平成 28 年３月 29 日　　国家公安委員会委員長　河野　太郎
警察庁長官　金高　雅仁

国家公安委員会・警察庁国民保護計画の一部を次のように変更する。

目次中「警察庁武力攻撃事態等対策本部」を「警察庁事態対策本部」に改める。

はじめに中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に、「第25条第１項」を「第22条第１項」に、「第２条第４号」を「第２条第５号」に改める。

第１章第２節２の見出し中「警察庁武力攻撃事態等対策本部」を「警察庁事態対策本部」に改め、同節２⑶中「武力攻撃事態等対策本部」を「事態対策本部」に改める。

第２章第１節４中「第76条の４」を「第76条の５」に改める。

第２章第２節２⑶中「武力攻撃事態等対策本部長」を「事態対策本部長」に改め、同節９⑺中「第２条第６号」を「第２条第７号」に改める。

金融庁国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく金融庁の国民の保護に関する計画（金融庁国民保護計画）を次のとおり変更したので公表する。

平成 28 年３月 29 日　　金融庁長官　森　　信親

金融庁国民保護計画の一部を次のように変更する。

第２条第１項中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に、「第25条第１項」を「第22条第１項」に改め、同条第２項第１号中「第４号」を「第５号」に、「第６号」を「第７号」に改める。

第６条第１項中「「大臣」という。）は」の次に「、武力攻撃事態等において」を加え、「武力攻撃事態等対策本部」を「事態対策本部」に改める。

第18条第１項中「第26条第１項」を「第23条第１項」に改める。

消費者庁国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく消費者庁の国民の保護に関する計画（消費者庁国民保護計画）を次のとおり変更したので公表する。

平成 28 年３月 29 日　　消費者庁長官　板東久美子

消費者庁国民保護計画の一部を次のように変更する。

第１章第２節１⑴中「政府」を「武力攻撃事態等において、政府」に、「武力攻撃事態等対策本部」を「事態対策本部」に改める。